



川崎汽船株式会社

臨時株主総会 招集ご通知

2025年3月28日(金)

日時

午前11時 (受付開始 午前10時予定)
開催時刻が前回と異なりますので、
お間違えの無いようご注意ください。

場所

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
イイノホール
(飯野ビルディング4階)

決議
事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件

川崎汽船株式会社

証券コード：9107

企業理念

～グローバルに信頼されるK～

海運業を主軸とする物流企業として、
人々の豊かな暮らしに貢献します。

ビジョン

全てのステークホルダーから信頼されるパートナーとして、
グローバル社会のインフラを支えることで
持続的成長と企業価値向上を目指します。

大事にする価値観

お客様を第一に
考えた安全で最適な
サービスの提供

たゆまない
課題解決への
姿勢

専門性を追求した
川崎汽船ならではの
価値の提供

変革への
飽くなき
チャレンジ

地球環境と
持続可能な
社会への貢献

多様な価値観の
受容による人間性の
尊重と公正な事業活動

株主の皆さんへ

株主の皆さんには、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、臨時株主総会におきまして、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社への移行を目的とする定款一部変更及び取締役選任に関する議案をご審議いただく運びとなりましたので、謹んでご通知申し上げます。

企業を取りまく環境は、地政学リスクの顕在化、国際情勢の変動、エネルギー政策見直しに伴う脱炭素化への影響など、不確実性を増しています。この環境のもと、企業が持続的な成長と企業価値向上を実現するには、迅速な意思決定を通じた業務執行が必要であり、それを支える強固なコーポレートガバナンスの確立が不可欠です。当社はコーポレートガバナンスの重要性を認識し、その整備と強化に継続的に取り組んでおりますが、これまでの取組みを基盤として、さらなるガバナンスの強化と経営の改革を通じた企業価値向上を目指し、この度、指名委員会等設置会社への移行を検討し、臨時株主総会にご提案することいたしました。指名委員会等設置会社への移行により、取締役会は監督機能を強化し、より客観的な視点から経営の監督を行います。同時に、代表執行役社長をはじめとした執行体制を構築することで、より機動的に業務の執行を行います。



代表取締役社長 明珍 幸一

この明確な監督と執行の分離によって、経営の透明性を高め、変化への対応力を強化してまいります。

今回の移行は、持続的な成長と企業価値最大化を目指す当社にとって重要な一歩となります。株主の皆さまのご理解とご賛同を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

招集ご通知

株主各位

(証券コード: 9107)
2025年3月6日

神戸市中央区海岸通8番
川崎汽船株式会社
代表取締役社長 明珍幸一

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、5頁の「議決権行使のご案内」に従って、**2025年3月27日（木曜日）午後5時**までにインターネット等又は書面（郵送）により事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト ▶ <https://www.kline.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）及び三井住友信託銀行のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下からご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス) ▶ <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「川崎汽船」又は「コード」に当社証券コード「9107」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



株主総会ポータル[®]
(三井住友信託銀行) ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記URLにアクセスしID・パスワードをご入力ください。

敬具

記

1	日 時	2025年3月28日（金曜日）午前11時（受付開始 午前10時予定） 開催時刻が前回と異なりますので、お間違えの無いようご注意ください。
2	場 所	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 イイノホール（飯野ビルディング4階） (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3	目的事項	決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役10名選任の件

以 上

電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、電子提供措置をとっているインターネット上の各ウェブサイトにおいて、修正した旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面により議決権行使された場合の議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があつたものとしてお取り扱いいたします。
- 書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権行使された場合は、後に到達したものを作成といいたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものといいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効なものといいたします。
- 本総会当日の様子は、当日ライブ配信とともに、前記の当社ウェブサイトにおいて後日動画配信予定です。

(ご参考)

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（9頁～26頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。

議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

A 株主総会への出席による 議決権行使



議決権行使書用紙を会場受付に
ご提出ください。

B 書面による議決権行使



議決権行使書用紙に議案に対する
賛否をご表示のうえ、**2025年3月
27日(木曜日)午後5時**までに到着
するようご返送ください。
詳しくは、以下をご覧ください。

C インターネットによる 議決権行使



次頁の案内に従って**2025年3月
27日(木曜日)午後5時**までにご
行使ください。
詳しくは、次頁をご覧ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第1号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 → 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 → 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、
否認する候補者の
番号をご表示ください。



インターネットによる議決権行使に必要となる、
議決権行使コードとパスワードが記載されています。

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォン等による議決権行使方法

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコード[®]を読み取ってください。



※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 株主総会ポータル[®]トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトに遷移できます。

- ※ インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※ インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等と書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

本サイトでの議決権行使に関する
パソコン等の操作方法がご不明な場合は、
こちらにお問い合わせください。

※ 機関投資家の皆さまにおかれましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。

ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータル <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

<https://www.web54.net>

事前質問の受付について

株主様から事前にご質問をお受けいたします。株主総会ポータルにログインいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ／クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

(1) 受付期間:2025年3月18日(火)午後5時まで

(2) ご留意事項

ご質問は本総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。

株主様からいただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高いご質問につきましては、株主総会当日に回答させていただく予定です。株主総会当日に回答できなかったご質問は、株主総会終了後に当社ウェブサイトにて回答させていただきます。

なお、いただいたご質問すべてについて回答することをお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。



ぜひQ&Aもご確認ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

(ご参考)

株主総会ライブ配信のご案内

当日、株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。

1

当社の指定する以下専用ウェブサイトにアクセスしてください。

公開日時



2025年3月28日 (金曜日) 午前10時30分から (株主総会は11時に開始いたします。)

配信URL



<https://9107.ksoukai.jp>



2

株主ID及びパスワードを入力する画面が表示されますので、以下の**株主ID及びパスワードをご入力ください。**

株主ID



お手元の議決権行使書用紙に記載されている **株主番号** (9桁の数字)

パスワード



株主様のご登録住所の **郵便番号** (ハイフンを除いた7桁の数字)

議決権行使書

株主番号 **000000000**

川崎汽船株式会社

私は、2025年3月28日開催の貴社臨時株主総会(議決権または議論を含む)における議決権につき、右記(貴重をのりで表記)とのおり議決権を行使します。

2025年 3月 日

各議題につき賛成の意思を示さない場合は、貴成の表示があつたものとして取り扱います。

川崎汽船株式会社

000000000

議決権行使用紙に記載されたコードから、株主総会ポータルサイトへアクセスし、議決権をご行使される際は、画面下部の「議決権行使ボタン」ボタンからお進みください。

* 00315000000000100030 K1T-0000001#

議決権を重複して行使された場合、初権ご通知履歴のとおり取り扱います。
株主総会にご出席の際は、この封紙の右肩を切り離さずにそのまま会場受付に提出ください。

川崎汽船株式会社

株主番号

郵便番号

3

画面上の注意事項にご同意いただき、
「視聴する」ボタンをクリックし、ご利用ください。

＜ライブ配信ご視聴にあたってのご注意事項＞

- ライブ配信をご視聴される株主様は、当日会場にご出席いただく場合と異なり、当日の決議にご参加いただくことができません。郵送又はインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げます(5頁～6頁をご参照ください)。また同様に、当日の審議の際にご質問及びご意見を承ることができませんのでご注意ください。
- ご使用のパソコン及びインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
- 株主ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席及び役員席付近のみとさせていただきます。

ライブ配信に
関する
お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

株主番号及びパスワードについて

三井住友信託銀行株式会社
バーチャル株主総会サポート 専用ダイヤル

0120-782-041

受付時間：午前9時～午後5時
(土日休日を除く)

ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ

03-4335-8073

受付日時：3月28日（株主総会当日）
午前10時～株主総会終了時

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は2024年12月13日付の「指名委員会等設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、本議案が承認されることを条件として、当社の機関設計を「監査役会設置会社」から「指名委員会等設置会社」に移行することいたしたいと存じます。これに伴い、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに執行役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等の所要の変更を行うものです。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定を新設し、あわせて、内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び第44条（中間配当）の規定を削除するものです。
- (3) 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、単元未満株式の権利に関する規定を新設するものです。
- (4) その他、上記の各変更に伴う、条数の変更、文言の整理等、所要の変更を行うものです。

なお、本議案に係る定款変更の効力は、本総会終結の時をもって生じるものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
第1条～第3条 (省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当会社は、次の機関を置く。 ①取締役会 ②監査役 ③監査役会 ④会計監査人	(機関) 第4条 当会社は、次の機関を置く。 <u>(1)取締役会</u> <u>(2)指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> <u>(3)執行役</u> <u>(4)会計監査人</u>
第5条・第6条 (省略)	第5条・第6条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p>	(削除)
<p>第8条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利
<p>第9条～第14条 (省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長が定められていないとき又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>第9条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第15条 株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が株主総会を招集する。</u></p> <p>2. 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役又は執行役がこれにあたる。当該取締役又は執行役に支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役又は執行役が株主総会の議長となる。</p>

株主総会参考書類

現行定款	変更案
<p>第16条～第22条 (省略)</p> <p>(代表取締役及び特称取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議をもって代表取締役若干名を定める。</p> <p>2. 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第16条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(特称取締役)</p> <p>第23条 (削除)</p> <p>取締役会の決議をもって取締役会長1名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条 (省略)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 (省略)</p> <p>2. 取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>

現行定款	変更案
<u>(報酬等)</u> <u>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
<u>第29条 (省略)</u>	第28条 (現行どおり)
<u>第5章 監査役及び監査役会 (員数)</u> <u>第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (任期)</u> <u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (選任)</u> <u>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役会及び常勤監査役)</u> <u>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知)</u> <u>第34条 監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 (監査役会の決議方法)</u> <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、全監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)

株主総会参考書類

現行定款	変更案
(監査役会の招集者及び議長) <u>第36条 監査役会の招集者及び議長については、監査役の互選をもって定める。ただし、他の監査役が監査役会を招集することを妨げない。</u>	(削除)
(監査役会の議事録) <u>第37条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u>	(削除)
(報酬等) <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(監査役の責任限定契約) <u>第39条 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u>	(削除)
(新設)	第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
(新設)	(員数)
(新設)	第29条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会は、3名以上の取締役で組織するものとし、その過半数は社外取締役とする。
	(選定)
	第30条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を構成する委員は、取締役の中から取締役会の決議によつて選定する。

現行定款	変更案
(新設)	<u>第6章 執行役</u> <u>(員数)</u>
(新設)	<u>第31条 当会社の執行役は、1名以上とする。</u> <u>(任期)</u>
(新設)	<u>第32条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u> <u>2. 増員又は補欠として選任された執行役の任期は、在任執行役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(選任)</u>
(新設)	<u>第33条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u> <u>(代表執行役及び特称執行役)</u>
(新設)	<u>第34条 取締役会の決議をもって代表執行役若干名を定める。</u> <u>2. 取締役会の決議をもって執行役の中から執行役社長1名及び特称執行役若干名を定めることができる。</u>

株主総会参考書類

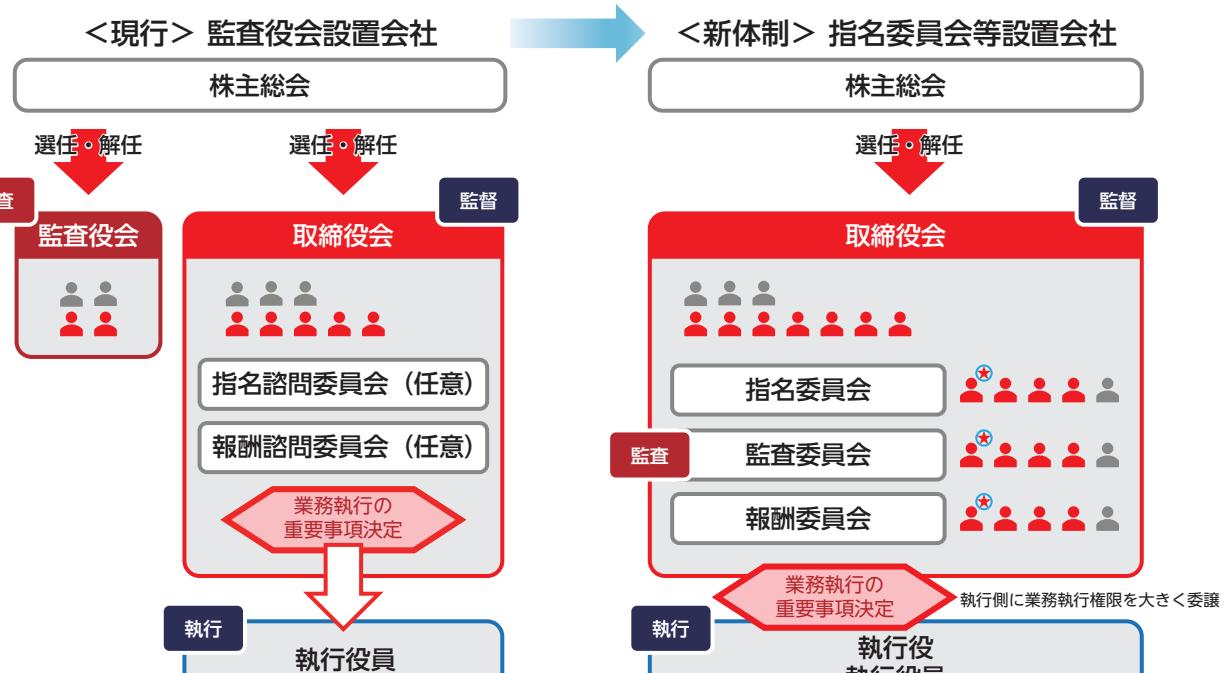
現行定款	変更案
第6章 (省略) 第40条・第41条 (省略)	第7章 (現行どおり) 第35条・第36条 (現行どおり)
第7章 (省略) 第42条 (省略)	第8章 (現行どおり) 第37条 (現行どおり)
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(剰余金の配当の基準日) <u>第43条 当会社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</u> (新設) <u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>	(剰余金の配当の基準日) <u>第39条 当会社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</u> <u>2. 当会社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。</u> <u>3. 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
<u>(中間配当)</u> <u>第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>	(削除)
(剰余金の配当の除斥期間) <u>第45条 期末配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</u>	(剰余金の配当の除斥期間) <u>第40条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</u>

<ご参考>

■ 指名委員会等設置会社について

指名委員会等設置会社は、経営の監督を行う取締役と業務を執行する執行役の役割を明確に分けたガバナンス体制です。取締役会は経営方針の決定等と監督に専念し、取締役会から執行役に業務執行の権限を大幅に委譲することで、執行役はより迅速な意思決定と機動的な経営が可能となります。

取締役会の中には、それぞれの構成員の過半数を社外取締役で構成する三つの委員会（指名委員会、監査委員会及び報酬委員会）を設置します。指名委員会は株主総会に提出する取締役の選任・解任に関する議案等を決定し、監査委員会は取締役及び執行役の職務執行の監査等を行い、報酬委員会は取締役及び執行役の報酬等を決定することで、透明性の高いプロセスが確保され、ガバナンスの強化が図られます。



● 社内役員

● 社外役員

● 委員長

第2号議案 取締役10名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行いたします。それに伴い、取締役（8名）及び監査役（4名）の全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	2024年度取締役会出席状況	専門性						
				企業経営 経営戦略	法務・ リスクマネジメント	財務・ 会計	人事・ 労務	安全・ 品質	環境・ 技術	グローバル
①	みょうちん 明珍 ゆきかず 再任	代表取締役社長、 社長執行役員（CEO）	100%	○	○		○	○	○	○
②	あらい 荒井 くにひこ 邦彦 新任	常勤監査役	100%	○	○	○				○
③	いがらし たけのり 五十嵐武宣 新任	専務執行役員 (製品輸送事業ユニット (自動車船)統括、デジタル ライゼーション戦略ユニット 統括)	—	○	○	○		○	○	○
④	やまだ 山田 けいじ 再任 独立社外	取締役、筆頭社外取締役、 指名諮問委員会委員長	100%		○		○	○	○	○
⑤	うちだ 内田 りゅうへい 再任 社外	取締役	100%	○		○				○
⑥	こたか 小高 こうじ 再任 独立社外	取締役、 報酬諮問委員会委員長	100%		○	○				○
⑦	まき 牧 ひろゆき 再任 独立社外	取締役	100%	○		○	○		○	○
⑧	まさい 政井 たかこ 再任 独立社外	取締役	100%	○		○			○	○
⑨	はらさわ 原澤 あつみ 新任 独立社外	監査役	100%		○			○	○	○
⑩	くぼ 久保 伸介 新任 独立社外	監査役	100%	○	○	○				○

取締役会出席状況は、2024年4月から2025年1月末までに開催された取締役会について記載しております。

なお、荒井邦彦氏、原澤敦美氏及び久保伸介氏の取締役会出席状況は、監査役としての出席状況を記載しております。

当社では、重要課題として整理したマテリアリティに基づいて取締役会に求められるスキル（知識・経験・能力等）を特定し、スキルの組み合わせ、多様性を考慮した取締役会の構成とすることで、取締役会の機能の発揮を図っております。

1
候補者番号みょう ちん ゆき かず
明 珍 幸 一

(1961年3月27日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数 143,400株

■ 取締役会への出席状況 100%(15回／15回)

■ 取締役在任年数 8年9か月

■ 当社における地位、担当

代表取締役社長
社長執行役員
(CEO)

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人日本船主協会会长

■ 略歴

1984年 4月	当社入社
2010年 1月	当社コンテナ船事業グループ長
2011年 4月	当社執行役員
2016年 4月	当社常務執行役員
2016年 6月	当社取締役、常務執行役員
2018年 4月	当社代表取締役、専務執行役員
2019年 4月	当社代表取締役社長、 社長執行役員（現職）

■ 取締役候補者とした理由

明珍幸一氏は、2019年4月に当社代表取締役社長に就任しました。同氏は、2020年初めからの新型コロナウイルス感染症拡大により事業環境が不透明ななかで経営計画を策定・遂行し、2021年3月期以降、大幅な業績改善を果たしました。同氏が培ってきた幅広い知見とリーダーとしての経験は、新たなコーポレートガバナンス体制のもと経営の監督を強化し、中長期的に企業価値の向上を図るうえで必要不可欠であることから、取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2
候補者番号あら い くに ひこ
荒 井 邦 彦

(1959年11月16日生)

新任

■ 所有する当社の株式の数 38,300株

■ 取締役会への出席状況 100%(15回／15回)

■ 監査役在任年数 5年9か月

■ 当社における地位

監査役

■ 略歴

1982年 4月	当社入社
2001年 8月	"K" LINE PTE LTD Trade Management Division General Manager

2012年 7月	当社北京駐在員（2012年12月駐在員事務所閉鎖）
KLINE (CHINA) LTD.社長（2019年6月退任）	
2014年 1月	"K" LINE (HONG KONG) LIMITED社長（2019年1月退任）
2015年 4月	当社常務執行役員
2019年 4月	当社特任顧問
2019年 6月	当社監査役（現職）

■ 取締役候補者とした理由

荒井邦彦氏は、2019年3月に当社執行役員を退任するまで、主としてコンテナ船事業に従事し、チリ、シンガポール及び中国の現地法人における在勤も含め国内外の幅広い業務を経験した後、2019年6月に当社監査役に就任しました。同氏は、業務執行のモニタリングに資する広く深い業務知識並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社監査役就任以来、実効的な監査を行ってきた実績を踏まえ、取締役として選任をお願いするものです。今回同氏が選任された場合には、常勤監査委員に就任することを予定しております。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類



3
候補者番号

いがらし
五十嵐 武宣

たけ
のり

(1967年3月5日生)

新任

■ 所有する当社の株式の数 4,100株

■ 取締役会への出席状況 一

■ 取締役在任年数 一

■ 当社における地位、担当

専務執行役員
(製品輸送事業ユニット(自動車船)統括、
デジタライゼーション戦略ユニット統括)

■ 略歴

1991年10月	当社入社
2016年10月	当社経営企画グループ長
2019年4月	当社執行役員
2021年4月	当社常務執行役員
2024年4月	当社専務執行役員(現職)

■ 取締役候補者とした理由

五十嵐武宣氏は、本株主総会において取締役として選任された場合、同日に開催を予定している取締役会において当社執行役社長に選任される予定です。同氏は、長年の自動車船部門における業務経験の後、2014年からは経営企画部門で前中期経営計画の策定やコンテナ船事業統合会社の設立に携わるとともに、現在の中期経営計画で進めている事業ポートフォリオ戦略の基盤となる、経営管理の高度化を推進しました。2019年の自動車船部門担当執行役員就任以降は、コロナ禍を経験しながらも船隊適正化や運航・配船効率の向上を進め、同部門の業績の向上に重要な役割を担いました。同氏がこれまでに培ってきた幅広く深い知見と経験に裏打ちされたリーダーシップは上記の実績からも証明されており、その手腕は、現中期経営計画を完遂し、次期中期経営計画を策定していくうえで必要不可欠であると判断することから、取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

4
候補者番号やま
だ
けい
じ
二

(1954年4月5日生)

再任

独立・社外

■ 所有する当社の株式の数	1,900株	■ 取締役会への出席状況	100%(15回／15回)	■ 社外取締役在任年数	5年9か月
---------------	--------	--------------	---------------	-------------	-------

■ 当社における地位、担当

取締役、筆頭社外取締役
指名諮問委員会委員長

■ 重要な兼職の状況

学校法人京都産業大学理事長、
京都産業大学法学部法政策学科教授、
株式会社堀場製作所社外監査役、
株式会社トーセ社外取締役

■ 略歴

1977年 4月 自治省（現総務省）入省
1982年 7月 国税庁天草税務署長
1983年 7月 和歌山県総務部地方課長
1985年 9月 国際観光振興会総務部職員サンフランシスコ
観光宣伝事務所次長
1989年 4月 高知県総務部財政課長
1992年 1月 自治省行政局行政課理官

1992年 7月 内閣法制局参事官
1997年 7月 国土庁（現国土交通省）土地局土地情報
課長
1999年 8月 京都府総務部長
2001年 6月 京都府副知事
2002年 4月 京都府知事（2018年4月退任）
2011年 4月 全国知事会会長（同上）
2018年 4月 京都産業大学学長補佐、同大学法学部
法政策学科教授
2019年 6月 当社社外取締役（現職）
2020年 3月 株式会社堀場製作所社外監査役（現職）
2020年 4月 京都産業大学学長特別補佐、
同大学法学部法政策学科教授
2020年11月 株式会社トーセ社外取締役（現職）
2021年 4月 学校法人京都産業大学理事、京都産業
大学学長特別補佐、同大学法学部法政策
学科教授
2024年 6月 学校法人京都産業大学理事長、京都産業
大学法学部法政策学科教授（現職）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山田啓二氏は、旧自治省をはじめとした諸省庁及び地方自治体において要職を歴任した後、京都府知事を4期16年務めた経験を有しており、2019年6月から当社社外取締役として選任されています。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、長年にわたり行政の長として培ってきた幅広い経験・人脈と高い見識が当社グループの経営に生かされています。取締役会では筆頭社外取締役を務め、積極的な発言や、指名諮問委員会委員長及び報酬諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は引き続き同様の役割を果たしていただくことを期待しております。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

同氏は、当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていることから、当社は同氏を当社が上場している東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、今般同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。

<ご参考>取締役候補者の指名の方針・手続（現行の方針・手続をご参考までに記載しています。）

経営計画の達成に向け、当社の取締役会は、多様なバックグラウンド・知見からの建設的な議論や監督を行うため、企業等大組織の運営経験者、海運業の営業面や技術面、ファイナンスその他の専門知識を有する者などジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様な人材で構成するものとし、取締役及び監査役候補者を決定するに際してはかかる多様性に配慮することとしています。また、取締役会の規模については、取締役の人数は当面8～10名程度とし、3分の1以上を独立社外取締役としています。独立社外取締役全員、取締役会長及び社長執行役員で構成される指名諮問委員会が取締役会から諮問を受け、取締役候補者の指名について公正、透明かつ厳格に審議し、取締役会は指名諮問委員会の答申を尊重したうえで取締役候補者を決定することとしています。

株主総会参考書類

候補者番号
5うち
内 田
だ
りゅう
龍
へい
平

(1977年10月6日生)

再任
社外

■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 取締役会への出席状況 100%(15回／15回)

■ 社外取締役
在任年数

5年9か月

■ 当社における地位、担当
取締役

■ 重要な兼職の状況

Effissimo Capital Management Pte Ltd ディレクター

■ 略歴

2002年 4月	三菱商事株式会社入社
2009年12月	株式会社産業革新機構入社 投資事業 グループ ヴァイス・プレジデント
2012年12月	Effissimo Capital Management Pte Ltd入社 ディレクター（現職）
2019年 6月	当社社外取締役（現職）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内田龍平氏は、三菱商事株式会社で主に国内外非上場企業への投資サポートに従事し、その後、株式会社産業革新機構で主に海外非上場企業への投資及び国内非上場企業の事業立ち上げを担当するとともに英国企業及びチリ企業の社外取締役を兼務しました。現在は当社の株主であるEffissimo Capital Management Pte Ltdのディレクターとして主に国内上場企業への投資管理を行っております。同氏は2019年6月から当社社外取締役として選任されており、企業価値向上の取組みに関する豊富な経験と高い見識が当社の経営に生かされています。当社株主の視点から取締役として積極的に発言し、当社の経営及び業務遂行の監督を行っていただくことは、株主共通の利益にもつながり、当社グループのコーポレートガバナンス向上に貢献するものと判断することから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は引き続き上記の役割を適切に果たしていただくことを期待しております。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

同氏は、会社法上の社外取締役の要件は満たしておりますが、当社の独立性判断基準における株主要件に抵触すると判断するため、非独立社外取締役として提案いたします。

6
候補者番号こたかこうじ
小高功嗣

(1958年5月14日生)

再任

独立・社外

■ 所有する当社の株式の数 32,600株

■ 取締役会への出席状況 100%(15回／15回)

■ 社外取締役 在任年数 1年9か月

■ 当社における地位、担当
取締役、報酬諮問委員会委員長**■ 重要な兼職の状況**
小高功嗣法律事務所代表弁護士**■ 略歴**

1987年4月 佐藤・津田法律事務所弁護士 (1988年3月退所)
1990年8月 ゴールドマン・サックス証券会社 (現 ゴールドマン・サックス証券株式会社)
入社
1998年11月 同社マネージング・ディレクター
2006年11月 同社パートナー (2008年11月退社)
2009年11月 西村あさひ法律事務所カウンセル
(2010年12月退所)

2011年1月 小高功嗣法律事務所代表弁護士 (現職)
2012年9月 Apollo Global Management, LLC
シニア・アドバイザー (現職)
2013年6月 マネックスグループ株式会社社外取締役
(2018年6月退任)
2016年2月 LINE株式会社社外取締役 (2021年2月退任)
2018年3月 ケネディックス株式会社社外取締役
(2021年3月退任)
2021年3月 同社経営委員会委員 (現職)
2022年5月 グリーンヒル・ジャパン株式会社顧問
(2023年12月退任)
2023年6月 当社社外取締役 (現職)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小高功嗣氏は、弁護士業に加え、証券、投資銀行、IT、不動産など幅広い分野の企業で取締役等を務めてきた経験を有しており、同氏の法律に関する専門知識及び特に投資分野における豊富な知見を当社の経営に生かしていただくため、2023年6月から当社社外取締役として選任されています。法務・財務・会計領域での豊富な経験と投資やIRも含めた幅広い知見を生かして取締役会において積極的に発言し、報酬諮問委員会委員長及び指名諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に関する監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は引き続き同様の役割を果たしていくことを期待しております。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

同氏は、当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていることから、当社は同氏を当社が上場している東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、今般同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。

株主総会参考書類



7
候補者番号

まき
牧

ひろ
ゆき
寛之

(1980年11月15日生)

再任

独立・社外

■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 取締役会への出席状況 100%(15回／15回)

■ 社外取締役
在任年数

1年9か月

■ 当社における地位、担当
取締役

2014年6月 同社代表取締役社長（現職）

2018年5月 株式会社バッファロー 代表取締役社長（現職）

2020年5月 株式会社バッファロー・IT・ソリューションズ
代表取締役社長（2023年5月退任）

2020年10月 メルコフィナンシャルホールディングス
株式会社代表取締役社長（2023年4月
退任）

2021年5月 株式会社バイオス代表取締役社長
(2022年5月退任)

2022年5月 シマダヤ株式会社取締役（現職）

2022年6月 株式会社セゾン情報システムズ（現株式
会社セゾンテクノロジー）社外取締役
(2023年6月退任)

2023年6月 当社社外取締役（現職）

2023年7月 株式会社メルコグループ代表取締役（現
職）

■ 重要な兼職の状況

株式会社メルコホールディングス代表取締役社長、
株式会社バッファロー代表取締役社長、
シマダヤ株式会社取締役、
株式会社メルコグループ代表取締役

■ 略歴

2004年8月 Melco Asset Management Limited
代表取締役（2006年10月退任）
2006年11月 Melco Asset Management Pte. Ltd.
代表取締役（2007年9月退任）
2007年10月 MAM PTE. LTD.代表取締役（2014年5
月退任）
2011年6月 株式会社メルコホールディングス取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

牧寛之氏は、IT関連事業を柱とする株式会社メルコホールディングスの代表取締役社長並びに傘下企業群の代表取締役社長及び取締役を務めており、同氏の豊富なグループ経営に関する経験及び知見を生かしていただくため、2023年6月から当社社外取締役として選任されています。経営者としての豊富な経験やIT・デジタル領域での幅広い知見からの取締役会における積極的な発言や、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は引き続き同様の役割を果たしていくことを期待しております。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

同氏は、当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていることから、当社は同氏を当社が上場している東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、今般同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。

8
候補者番号まさ い たか こ
政 井 貴 子

(1965年3月8日生)

再任

独立・社外

■ 所有する当社の株式の数	200株	■ 取締役会への出席状況	100%(10回／10回)	■ 社外取締役在任年数	9か月
---------------	------	--------------	---------------	-------------	-----

■ 当社における地位、担当取締役

■ 重要な兼職の状況
SBI金融経済研究所株式会社取締役理事長、
飛島建設株式会社社外取締役、
大王製紙株式会社社外取締役、
ビーウィズ株式会社社外取締役（監査等委員）、
TNL Mediagene Director

■ 略歴

1988年11月 ノヴァ・スコシア銀行東京支店
1989年 7月 トロント・ドミニオン銀行東京支店
1998年 3月 クレディ・アグリコル・インドスエズ銀行
(現クレディ・アグリコル・CIB)東京支店
金融商品営業部部長
2007年 5月 株式会社新生銀行 (現株式会社SBI新生
銀行) キャピタルマーケット部部長
2013年 4月 同行執行役員、市場営業本部市場調査
室長
2015年 7月 同行執行役員、金融市場調査部長

2016年 6月	日本銀行政策委員会審議委員 (2021年 6月退任)
2021年 6月	SBI金融経済研究所株式会社取締役 (現職)
2021年 7月	株式会社三菱ケミカルホールディングス (現三菱ケミカルグループ株式会社) 社外取締役 (2023年6月退任)
2021年 7月	飛島建設株式会社社外取締役 (現職) Sim Kee Boon Institute for Financial Economics, Advisory Board member (現職)
2021年 8月	SBI金融経済研究所株式会社代表理事 (現理事長) (現職) ブラックロック・ジャパン株式会社社外 取締役 (2023年8月退任)
2022年 4月	実践女子大学客員教授 (現職)
2024年 6月	当社社外取締役 (現職)
2024年 8月	大王製紙株式会社社外取締役 (現職) ビーウィズ株式会社社外取締役 (監査等 委員) (現職)
2024年12月	TNL Mediagene Director (現職)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

政井貴子氏は、外資系銀行や国内銀行において金融市場に携わる業務を推進し、日本銀行では政策委員会審議委員として金融政策の策定に携わるなどの経験を有しています。同氏の金融市場における豊富な経験や金融経済に関する知見、ダイバーシティに関する見識を当社の経営に生かしていただくため、2024年6月から当社社外取締役として選任されています。選任後は当社の社外取締役として、これらの知見を生かした取締役会における積極的な発言や、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は引き続き同様の役割を果たしていただくことを期待しております。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

同氏は、当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていることから、当社は同氏を当社が上場している東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、今般同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。

株主総会参考書類



9
候補者番号

はら さわ あつ み
原 澤 敦 美

(1967年8月28日生)

新任

独立・社外

■ 所有する当社の株式の数 1,500株 ■ 取締役会への出席状況 100%(15回／15回) ■ 社外監査役在任年数 5年9か月

■ 当社における地位
監査役

2014年6月 デジタルアーツ株式会社入社 (2015年3月退社)
2015年4月 山崎法律特許事務所入所 (2016年10月退所)

■ 重要な兼職の状況

五十嵐・渡辺・江坂法律事務所パートナー、
リコーリース株式会社社外取締役、
株式会社ギックス社外監査役

2016年11月 五十嵐・渡辺・江坂法律事務所パートナー(現職)
2018年4月 ローソンバンク設立準備株式会社(現株式会社ローソン銀行)社外監査役(現職)

■ 略歴

1992年4月 日本航空株式会社入社 (2004年3月退社)
2009年12月 東京弁護士会登録
ゾンデルホフ＆AINZEL法律特許事務所入所 (2014年6月退所)

2019年6月 当社社外監査役 (現職)
2020年6月 リコーリース株式会社社外取締役 (現職)
2020年9月 株式会社ギックス社外監査役 (現職)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

原澤敦美氏は、日本の弁護士資格を有し、法律事務所での勤務を通じて得た企業法務、労働法、知的財産をはじめとした専門的な知識・経験に加え、日本航空株式会社在籍時には一等航空整備士資格を取得したうえで技術的な側面から同社の安全運航に貢献するなど、運輸業にかかる知識・経験も有しております。同氏は、これまでに社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、2019年6月に当社社外監査役に就任後、社外の独立した視点に立った実効的な監査を行ってきた実績を踏まえ、社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は監査委員として、引き続き上記の役割及び業務執行に対する監督等を適切に果たしていただくことを期待しております。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

同氏は、当社の定める社外監査役の独立性に関する基準を満たしていることから、当社は同氏を当社が上場している東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。社外監査役と社外取締役の独立性に関する当社の基準は同一であり、今般同氏が取締役として選任された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。

10
候補者番号く ぼ しん すけ
久 保 伸 介

(1956年3月4日生)

新任

独立・社外

■ 所有する当社の株式の数 5,900株

■ 取締役会への出席状況 100%(15回／15回)

■ 社外監査役 在任年数 4年9か月

■ 当社における地位
監査役1982年3月 公認会計士登録
1998年6月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人
トーマツ）代表社員■ 重要な兼職の状況
共栄会計事務所代表パートナー、
日本航空株式会社社外監査役2017年9月 有限責任監査法人トーマツ退所
2017年10月 久保伸介公認会計士事務所所長（現職）
2018年1月 事業活性化アドバイザリー株式会社代表
取締役（2020年12月退任）■ 略歴
1979年4月 監査法人サンワ（現有限責任監査法人
トーマツ）入所2018年5月 共栄会計事務所代表パートナー（現職）
2018年6月 日本航空株式会社社外監査役（現職）
2020年6月 当社社外監査役（現職）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

久保伸介氏は、日本の公認会計士資格を有し、国内外の監査法人事務所での勤務を通じて得た監査、未上場会社の株式上場支援及び企業再生・M&Aに関連する多彩な業務経験・知識を有しております。同氏は、ベンチャー企業や事業活性化を支援する会社の創設・経営の経験も豊富であり、2020年6月に当社社外監査役に就任後、社外の独立した視点に立った実効的な監査を行ってきた実績を踏まえ、社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は監査委員として、引き続き上記の役割及び業務執行に対する監督等を適切に果たしていただくことを期待しております。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

同氏は、当社の定める社外監査役の独立性に関する基準を満たしていることから、当社は同氏を当社が上場している東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。社外監査役と社外取締役の独立性に関する当社の基準は同一であり、今般同氏が取締役として選任された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。

- 注) 1. 山田啓二氏、内田龍平氏、小高功嗣氏、牧寛之氏、政井貴子氏、原澤敦美氏及び久保伸介氏は社外取締役候補者です。
2. 当社は山田啓二氏、内田龍平氏、小高功嗣氏、牧寛之氏及び政井貴子氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。
本議案が原案どおり承認された場合は、当該責任限定契約を継続するとともに、明珍幸一氏、荒井邦彌氏、原澤敦美氏及び久保伸介氏との間で、同内容の契約を締結する予定です。その契約の概要は、次のとおりです。
取締役（業務執行取締役等である者を除く）として職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、金10百万円又は同法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い方を限度とする。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、意図的に違法行為を行った場合等には填補の対象としないこととしています。本議案が原案どおり承認された場合は、全取締役候補者が同保険の被保険者に含まれることとなります。同保険の契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ更新する予定です。
4. 政井貴子氏の戸籍上の氏名は西田貴子です。

以上

<ご参考>

■ 委員会の構成予定について

第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合の委員会構成は以下を予定しています。本総会終結後の取締役会・委員会において各委員及び委員長を選定する予定です。

委 員 会 名	構 成 員 (予 定)
指 名 委 員 会	山 田 啓 二 (委員長・社外取締役)
	内 田 龍 平 (社外取締役)
	小 高 功 翳 (社外取締役)
	政 井 貴 子 (社外取締役)
	明 珍 幸 一 (取締役)
監 査 委 員 会	小 高 功 翳 (委員長・社外取締役)
	牧 寛 之 (社外取締役)
	原 澤 敦 美 (社外取締役)
	久 保 伸 介 (社外取締役)
	荒 井 邦 彦 (取締役・常勤監査委員)
報 酬 委 員 会	政 井 貴 子 (委員長・社外取締役)
	山 田 啓 二 (社外取締役)
	内 田 龍 平 (社外取締役)
	小 高 功 翳 (社外取締役)
	明 珍 幸 一 (取締役)

<ご参考>

■ 社外役員の独立性判断基準

当社は、会社法の定める要件に加えて、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する具体的な基準を定めており、その内容は以下のとおりです。

次の各号に掲げる条件の全てに該当しない者を独立性ありと判断する。

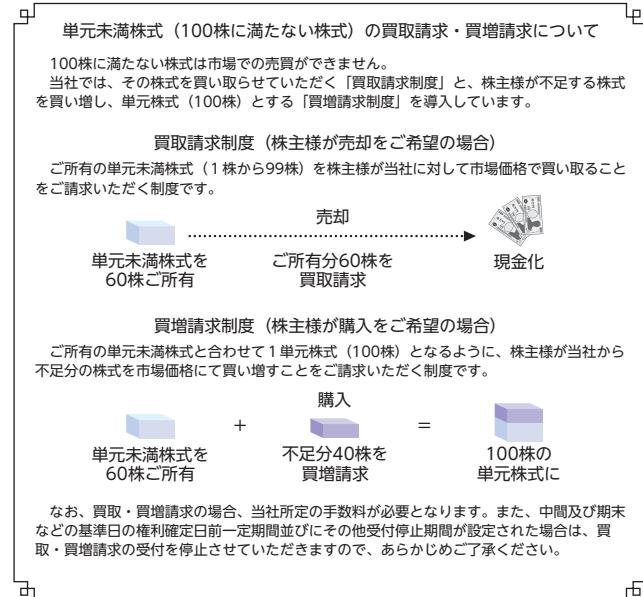
- 一 最近3年間において、川崎汽船グループを主要な取引先とする企業集団の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ）であったことがある者。
なお、川崎汽船グループを主要な取引先とする企業集団とは、当該企業集団の過去3年間の各事業年度において、当該企業集団の連結売上高に占める川崎汽船グループへの売上高の割合が2%を超えるものをいう。
- 二 最近3年間において、川崎汽船グループの主要な取引先である企業集団の業務執行者であったことがある者。
なお、川崎汽船グループの主要な取引先である企業集団とは、川崎汽船グループの過去3年間の各事業年度において、川崎汽船グループの連結売上高に占める当該企業集団への売上高の割合が2%を超えるものをいう。
- 三 最近3年間において、川崎汽船グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者であったことがある者。
- 四 最近3年間において、川崎汽船グループから役員報酬以外に年間1,000万円相当以上の金銭その他の財産を受領した者。また、最近3年間において川崎汽船グループから年間1,000万円相当以上の金銭その他の財産を受領した監査法人、税理士法人、法律事務所、コンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームで、当該法人等の直前事業年度の総収入に占める川崎汽船グループから受領した金銭その他の財産の割合が2%を超えるものに所属していたことがある者。ただし、外形上所属していても、無報酬であるなど実質的に川崎汽船グループとの利益相反関係がない場合は、この限りではない。
- 五 当社の議決権の10%以上を所有する株主。当該株主が法人である場合には最近3年間において当該株主又はその親会社若しくは子会社の業務執行者であった者。
- 六 上記各号に該当する者の配偶者又は二親等内の親族。

以上

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定期株主総会	6月
基準日 定時株主総会・期末配当	3月31日
中間配当	9月30日
株主名簿管理人 及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) (受付時間: 午前9時~午後5時。土日休日を除く。)

- 未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
特別口座に記録されている単元未満株式（証券会社の口座に振替手続きがお済みでない株式）に関しては、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。



株主総会会場ご案内図

会 場

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
イイノホール(飯野ビルディング4階)

交 通

- 東京メトロ(千代田線・日比谷線)「霞ヶ関駅」**C4出口** 直結
- 東京メトロ(丸ノ内線)「霞ヶ関駅」**B2出口** 徒歩約5分
- 東京メトロ(銀座線)「虎ノ門駅」**9番出口・1番出口** 徒歩約3分
- 都営地下鉄(三田線)「内幸町駅」**A6出口** 直結 徒歩約3分
- 東急バス**東98**・都営バス**橋63**「経済産業省前バス停」徒歩約1分
- 都営バス**都01**又は**浅88**「虎ノ門バス停」徒歩約3分

※誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。